

各論 2

非正規労働者・未組織労働者・若者の支援と 非正規労働支援センター設置による対応強化

【「職場から始めよう運動」のさらなる展開】

1. 民間・公務のすべての職場において非正規労働者の組織化と処遇改善を促進するため、「職場から始めよう運動」のさらなる展開・定着をはかる。
 - (1) 連合本部は、取り組み事例集を作成し、先行的な取り組み事例の発信を行い、共有化をはかる。また、シンポジウムの開催や講師派遣などを行い、経験交流や活動の浸透に努める。
 - (2) 構成組織は、加盟組合が直接雇用・間接雇用の非正規労働者の実態把握や交流を行い、非正規労働者の組織化や組合参加、処遇改善を推進するよう取り組む。
 - (3) 地方連合会は、非正規労働センターを設置し、非正規労働者に関する取り組みを組織内外に発信するなど、非正規労働者の実態把握、非正規労働者に関する学習会や交流会などの活動を展開する。
また、「連合島根何でも労働相談ダイヤル」の体制整備と PR 活動に引き続き取り組む。
 - (4) 連合島根は 2017 年 11 月に開設した、「連合島根非正規労働支援センター」の活動を通じて、県内に働く非正規労働者の支援活動をおこなう。

【若者の雇用・就労環境の改善に向けた取り組みの推進】

2. 学生の就職活動や若者の雇用・就労環境の改善に向けて、働くことの意義や働くときのルールや労働組合の役割などを伝える器材を作成するとともに、学生や若者の声を聴く機会を設ける。
3. 連合本部は、構成組織・地方連合会による若者支援に関する取り組みを集約し、好事例の共有化と取り組みの拡大をはかる。
4. 学生の就職活動や若年の雇用・就労環境の改善に向けて、働くことの意義や働くときのルール、労働組合の役割などを伝える取り組みを強化するため、行政・教育機関への働きかけを強める。また連合島根による県内高校における講義（「ワークルール講座」）の拡大を図るとともに、大学における寄付講座開設についても検討を進める。

【非正規労働問題に関する情報発信・世論喚起・ネットワークづくり】

5. 非正規労働や若者の雇用・労働に関わる課題について世論喚起をはかるため、労働組合以外の団体と連携した情報発信や調査活動、セミナーなどを開催する。

6. 非正規労働者の集団的労使関係のあり方について検討を進める。

【労働相談センターの設置による対応強化】

7. 連合本部は、労働相談センターを設置し、非正規労働者・未組織労働者の身近な拠り所として連合が取り組んでいる労働相談がこれまで以上に幅広く活用されるよう発信し、社会的周知をはかる。

- (1) 連合本部は、連合が行っている労働相談について広報活動を強化するとともに、相談内容の収集・分析・公表や集中労働相談の企画・広報を行い、労働現場の実態を踏まえた政策提言やキャンペーンを必要に応じて行う。また、地方連合会・構成組織の相談体制の強化をはかるため、集中労働相談事前学習会やセミナーなどを適宜開催する。
- (2) 地方連合会における相談対応機能の強化をはかるため、効率的かつ効果的な相談活動に資する情報の提供や環境整備を行う。また、インターネットによる労働相談を充実させ、すべての労働者を対象とした労働相談体制を強化する。あわせて、相談解決能力を強化するため日常的な情報交流を促進する。
- (3) 連合本部・地方連合会および地域協議会は、構成組織や関係団体などと連携し個別事案の解決とともに、組織力の強化を意識した労働相談活動の展開をはかる。